



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年2月12日水曜日 第2544号

## ◇ 目 次 ◇

保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課).....	69
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(7件).....	( " ).....	69
公共測量の終了の通知.....	(道路維持課).....	70
道路の供用開始(県道新居浜別子山線).....	(東予地方局管理課).....	71
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課).....	71

## 公 告

広報紙の印刷及び配布業務の委託.....	(広報広聴課).....	71
愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務の委託.....	(情報政策課).....	72
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件).....	(男女参画・県民協働課).....	73

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第148号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年2月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大洲市河辺町三嶋1997から1999まで、2010、2011
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
河辺町三嶋1997から1999まで・2011(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ○愛媛県告示第149号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年2月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
昭和51年7月7日農林省告示第656号(一に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ○愛媛県告示第150号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年2月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
昭和58年5月9日農林水産省告示第614号(七に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第151号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
昭和59年10月 3日農林水産省告示第2018号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第152号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
昭和60年 6月17日農林水産省告示第895号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第153号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
平成元年 1月24日農林水産省告示第79号（二に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲

市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第154号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
平成 2年 4月 9日農林水産省告示第515号（三に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第155号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
平成 8年 9月11日農林水産省告示第1482号（四に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第156号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成25年 8月26日から  
平成26年 1月31日まで
- 3 作業地域 松山市（一部）

○愛媛県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜別子山線	新居浜市中筋町一丁目2799番8から 同市角野新田町三丁目2822番4まで	平成26年 2月12日

○愛媛県告示第158号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、城辺町緑僧都土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 2月12日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	増 本 利 安	南宇和郡愛南町緑乙1290
"	青 木 昌 訓	南宇和郡愛南町緑乙3160
"	埜 下 裕 之	南宇和郡愛南町緑乙1554
"	宮 本 俊 三	南宇和郡愛南町緑甲832
"	久 徳 彰	南宇和郡愛南町緑甲1848
"	石 川 恭 平	南宇和郡愛南町緑丙256
"	上 田 隆 光	南宇和郡愛南町城辺甲3920
"	岡 田 敏 弘	南宇和郡愛南町増田2619
監 事	西 本 政 夫	南宇和郡愛南町緑乙1198
"	斗 嶺 下 優	南宇和郡愛南町緑乙1693
"	岩 村 逸 夫	南宇和郡愛南町緑甲201

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	増 本 利 安	南宇和郡愛南町緑乙1290
"	青 木 昌 訓	南宇和郡愛南町緑乙3160
"	埜 下 裕 之	南宇和郡愛南町緑乙1554
"	宮 本 俊 三	南宇和郡愛南町緑甲832
"	増 田 章	南宇和郡愛南町緑甲1568
"	石 川 八 九 喜	南宇和郡愛南町緑丙256
"	岡 元 完 六	南宇和郡愛南町僧都36
"	岡 田 敏 弘	南宇和郡愛南町増田2619
監 事	西 本 政 夫	南宇和郡愛南町緑乙1198
"	斗 嶺 下 優	南宇和郡愛南町緑乙1693
"	岩 村 逸 夫	南宇和郡愛南町緑甲201

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
広報紙の印刷及び配布業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量  
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務、一式
- (3) 委託業務の内容等  
仕様書による。
- (4) 委託期間  
契約締結の日から平成27年 3月31日まで
- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所  
仕様書による。
- (6) 入札方法  
入札金額は、一部当たりの単価とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の印刷及び新聞折り込み業務の実績を有し、委託業務について、適切に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部管理局広報広聴課広報係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 2241

- (2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出するか、又は平成26年 3月26日（水）午前10時00分まで（必着）に(1)に掲げる場所に郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便

事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。

## (3) 入札説明書の交付方法

ア (1)に掲げる場所で交付する。

## イ 交付期間

公告の日から平成26年3月14日(金)まで。ただし、執務時間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に限る。

## (4) 開札の日時及び場所

平成26年3月26日(水)午後2時30分

愛媛県庁第二別館5階第7会議室

## (5) 入札書の提出方法

持参又は郵便等により提出すること。電送による提出は認めない。

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## ア 確認申請書の受領期限

平成26年3月14日(金)午後5時15分までに、3の(1)に掲げる場所へ持参して提出、又は郵送すること。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

## (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Printing

a monthly newsletter and inserting it in to newspapers, 1 set

## (2) Time limit of tender: 2:30 p.m., 26 March 2014

(tenders submitted by mail: 10:00 a.m., 26 March 2014)

## (3) For further information, please contact: Public Relations

Section, Public Relations Division, Administration Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

Tel 089 912 2241

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務の委託

## (2) 委託業務名及び数量

庁内LANシステム運用管理・支援及び利用支援業務 一式

農業土木システム運用管理・支援及び利用支援業務 一式

土木システム運用管理・支援及び利用支援業務 一式

## (3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

## (4) 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## (5) 委託業務の履行場所

知事が指定する場所

## (6) 入札方法

(7) この入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に基づき、所定の手続きにより紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札を行うものとする。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

## (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

## (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札による場合にあっては、次の掲げる場所へ、持参又は郵送等(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。)により提出すること。

愛媛県企画振興部管理局情報政策課行政情報グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 2289

(2) 入札書の受領期限

平成26年 3月24日(月) から平成26年 3月27日(木) 午前9時59分までの電子入札システムによる当該入札案件受付時間中。(平日の午前9時から午後5時までをいう。)

(3) 入札説明書の交付及び仕様書の閲覧方法

(1)に掲げる場所で交付又は閲覧する。

(4) 開札の日時及び場所

平成26年 3月27日(木) 午前10時

愛媛県庁本館 1階 企画振興部管理局情報政策課システム設計室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 確認申請書の提出場所及び提出方法

電子入札により提出すること。ただし、紙入札方式による場合にあっては、3の(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。

イ 確認申請書の受領期間

平成26年 2月12日(水) から平成26年 3月14日(金) まで

の電子入札システムによる当該入札案件受付時間中(平日の午前9時から午後5時までをいう。)

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Operation management・Use support service for Administrative Affairs Local Area Network, 1 set  
Operation management・Use support service for Agricultural Engineering System, 1 set  
Operation management・Use support service for Public Works System, 1 set

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 27 March 2014

(3) For further information, please contact: Administrative Computerization Group, Information Technology Division, Administration Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
Tel 089 912 2289

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 1月22日	特定非営利活動法人 グリーンフィールド・ネットワ ーク	東 晴 彦	松山市森松町235番地 3	当法人は、都市・農山漁村で暮らす人々に対して、食料・資源・環境問題を機軸とした第1次産業及びふるさと再興に関する事業活動を行い、都市・農山漁村地域における共存・共生・持続型社会と豊かな人間社会の形成に貢献することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 1月30日	特定非営利活動法人 ライフサポート友佐	鴨 崎 恭 夫	松山市朝生田町 6 丁目 2 番27号	この法人は、高齢者支援施設を拠点とし、少子高齢化社会及び核家族化社会における様々な課題の解決に向けて現状の調査研究を行うとともに、各種ボランティア組織との交流ネットワーク拡充、地域通貨の活用による、女性の子育て支援等互助の精神に基づく活力あふれる地域づくりの推進、地域の文化活動等を通じた高齢者の介護予防と自立そして多様な生きがいづくりの支援、さらに各種介護保険事業を行うことにより、多様で活発な地域交流形態を創造し、地域の高齢者と市民が安心して充実した生活を営むことが可能な地域社会の発展に寄与することを目的とする。